

大津市協働のまちづくり推進計画後期改定計画策定支援業務仕様書

1 業務名

大津市協働のまちづくり推進計画後期改定計画策定支援業務

2 業務の目的

大津市協働のまちづくり推進計画については、平成29（2017）年度から令和10（2028）年度までを計画期間としている計画であり、概ね4年間を区切りに計画の評価と検証を行うとともに、計画を取り巻く環境の変化等を踏まえた計画内容の見直しを行うこととしている。

令和3（2021）年度から4年間の予定で策定された改定計画については、「大津市コミュニティセンター条例」の改正の検討もあり、1年計画延長しているところである。

本業務は、令和8（2026）年度からの後期改定計画を策定するに当たり、必要となるデータの整理・分析並びに会議の運営支援、施策提案を含む当該計画の骨子案、素案及び計画書の作成等の必要な支援を受けることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和8（2026）年3月23日（月）まで

4 計画の名称

大津市協働のまちづくり推進計画後期改定計画

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 現状分析と課題の整理

ア 傾向と課題の分析:既存の大津市協働のまちづくり推進計画改定計画の進捗状況を詳細に分析し、現状の傾向や課題を明確にする。各施策の効果や実施状況をオープンデータ等に基づき評価する。

イ 計画の評価を整理:既存の改定計画全体を総括的に評価し、成功した施策や改善が必要な要素について整理する。

ウ 課題の抽出:評価結果を基に、後期改定計画において対処すべき具体的な課題、今後の取組を抽出する。

(2) 後期改定計画素案等の検討、作成及び修正

ア (1)の結果及び委託者との協議により骨子案を作成し、大津市協働を進める三者委員会（以下「三者委員会」という。）、大津市職員協働推進本部員会議での意見等をもとに、計画素案及び計画案の検討、作成及び修正、計画書及び計画概要版の作成を行う。（骨子案、計画素案について、説明資料（概要をまとめたもの）の作成を別途行う。）

イ 計画の作成においては、本市の特性を理解し、地域コミュニティの維持・活性化

を図るための具体的な施策案を提示するとともに、委託者と情報連携を図りながら十分協議を行う。

ウ 親しみやすく、成果指標等が分かりやすい計画となるよう、検討を行う。

(編集、レイアウト、デザイン、図、計画の内容などの企画提案を含む。)

(3) 先進自治体等の事例調査など情報収集及び資料提供

計画における施策を検討する際の資料とするため、全国の自治体の政策の事例提供を行う。

(4) 三者委員会、大津市職員協働推進本部員会議の運営支援

ア 三者委員会、大津市職員協働推進本部員会議に出席し、議論をサポートする。

イ アの会議で出された意見や決定事項を計画に反映し、最終的な計画案をより実効性のあるものに調整する。

6 計画書・概要版の作成・編集・構成

(1) 成果物

計画書【概要版】、【本編】の電子データ

※電子データはPDF形式とMicrosoft Office WordもしくはPower Point形式の2つのデータを提出すること。

(2) その他

各種会議の会議録と資料の電子データ

7 委託料の支払い

本市は、委託業務の履行を確認した後、適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に当該年度に係る委託料を支払うものとする。

8 その他

(1) 当該業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務終了後についても同様とする。

(2) 作成した計画書、概要版の著作権は本市に帰属するものとし、受託者が本市の許可なく成果物を他に利用することはできない。

(3) 受託者は、本市から貸与を受けた業務の実施に必要な書類等について、業務完了後、速やかに返還しなければならない。

(4) 本業務の遂行に当たり不明な点がある場合には、その都度本市と協議し、詳細を決定するものとする。

(5) 委託契約を締結するにあたっては、本市が提供する契約の雛形を使用する。